

新潟県選挙管理委員会規程第8号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
小千谷市	(略) サービス付き高齢者 向け住宅 ヴィラわ か葉 <u>特別養護老人ホーム</u> <u>雪あかり</u>	(略) 小千谷市小栗田2 732—13 <u>小千谷市元町10</u> <u>番1号</u>	小千谷市	(略) サービス付き高齢者 向け住宅 ヴィラわ か葉	(略) 小千谷市小栗田2 732—13
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。